

退職願の撤回はできますか？

【質問】

上司から「営業車で事故をしたので懲戒解雇になるかもしれないから、退職願を出して自己都合退職してはどうか」と言われて、退職願を提出しました。しかし、同僚から、そんな理由で懲戒解雇になることはおかしいと言われたので、退職願を撤回したいのですが、提出してしまった退職願の撤回はできますか。

【答え】

まず、退職願（ねがい）と退職届（とどけ）は似ていますが、少し異なります。

□ 退職願（ねがい）

労働契約の解約を合意してもらうための申し出。会社に判断を仰ぎ、承諾されると退職となる（合意退職）。承諾前であれば撤回も可能。

□ 退職届（とどけ）

労働者が一方的に退職の意思表示を会社へするもので、承諾の有無にかかわらず届が受理されると退職となる。受理されると撤回できない。

相談者のケースは退職願（ねがい）であり、雇用契約の解約を申し込んだものなので、会社が承諾の意思表示をする前の段階であれば、至急に書面などの確実な方法で撤回を申し出ること、退職願の撤回をすることが可能です。しかし、会社がすでに承諾している場合は、合意解約が成立している段階なので、撤回は難しいものと判断されます。

ただし、退職願の提出が会社の圧力などにより、労働者がやむを得ず提出したものであれば、退職の意思は真意に基づかないものとして無効または取り消しを主張することが可能です（民法第95条、96条）。

- しんりりゅうほ 心裡留保 : 労働者が、使用者の要請により退職願を提出したが、使用者も労働者に退職の意思がないのを承知していた場合
- さくご 錯誤 : 懲戒解雇事由が存在しないのに、懲戒解雇になるかもしれないと信じて退職願を提出した場合
- さぎ きょうはく 詐欺・強迫 : 労働者に対し、懲戒解雇処分があるなどと告知して、強引に退職願を提出させた場合

ご相談者の場合、上記の錯誤または強迫に該当する可能性があるため、早めに会社へ退職願の撤回を主張し、専門の相談機関へご相談ください。

【ワンポイントアドバイス】

- ❖ 退職願は雇用契約の合意解約の申し込みです。申し込みに対して会社の承諾前であれば撤回することは可能です。
- ❖ 強迫による退職願は取り消しを主張することができるので、早めに専門家へご相談ください。